

測量法施行規則の一部改正について

平成 18 年 6 月
国 土 交 通 省
総合政策局建設振興課

1. 背景

測量法施行規則（昭和 24 年建設省令第 16 号）においては、測量業者としての登録・更新登録時及び毎事業年度終了後に提出すべき財務に関する書類（貸借対照表、損益計算書等）について様式を規定しており、その内容は商法、商法施行規則、企業会計準則等に準拠して定められているところです。

今般、平成 18 年 5 月 1 日に会社法（平成 17 年法律第 86 号）及び会社計算規則（平成 18 年 2 月 7 日法務省令第 13 号）が施行されたことに伴い、株式会社が作成すべき各事業年度に係る計算書類が改正されたことを受けて、測量法施行規則についても所要の改正を検討しています。

2. 改正の概要

測量業者としての登録・更新登録時及び毎事業年度終了後に提出すべき財務に関する書類の内容について、以下のとおり改正を行う予定です。

（1）財務に関する書類の種類

- ・利益処分（損失処理）を削除し、株主資本変動計算書及び注記表を様式として追加。

（2）貸借対照表の見直し

- ・従来の「資本の部」を「純資産の部」に変更し、「純資産の部」を株主資本（資本金、新株式申込証拠金、資本剰余金、利益剰余金、自己資本、自己株式申込証拠金）、評価・換算差額等、新株予約権に区分。

（3）損益計算書の見直し

- ・「経常損益の部」、「特別損益の部」、「営業損益」、「営業外損益」の項目名称を削除。
- ・未処分利益計算区分を削除し、末尾を当期純利益とする。

（4）その他

① 税効果会計の適用

- ・税効果会計の適用を前提とし、「繰延税金資産」「繰延税金負債」等を項目に追加。

② 用語の整理

- ・会社法等の施行により用語の整理が行われたこと及び一般的な会計慣行に合わせ、以下のような用語を整理。

「その他〇〇〇」（例えば、「その他流動資産」）→「その他」、
「子会社」→「関係会社」、「建設利息」→削除、「研究費」→削除 等

3. 今後のスケジュール（予定）

公布日：平成 18 年 8 月

施行日：公布日施行